

一般社団法人移行に伴う定款案新旧対照表

((注)新定款案の傍線の部分は改正部分)

新(一般社団移行後)定款案	現行定款	備考・補足
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、<u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u>と称し、その英文表記を Japan Network Information Center、略称を JPNIC (ジェイピーニック) という。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 2 この法人は、<u>理事会の決議</u>を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、<u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u>と称し、その英文表記を Japan Network Information Center、略称を JPNIC (ジェイピーニック) という。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 2 この法人は、<u>総会の議決</u>を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p>	<p>・法定 必要的記載事項 ・法人格の呼称変更</p>
<p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、コンピュータネットワークの円滑な利用のための研究及び方針策定などを通じて、ネットワークコミュニティの健全な発展を目指し、<u>学術研究・教育及び科学技術の振興、並びに情報通信及び産業の発展に資することにより、我が国経済社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) コンピュータネットワークの利用に関する情報の収集及び提供 (2) コンピュータネットワークの利用技術研究 (3) コンピュータネットワークに関する調査研究 (4) コンピュータネットワーク利用のための方針策定 (5) コンピュータネットワークの資源管理 (6) コンピュータネットワークの利用に関する教育・普及啓発 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 <u>前項の事業は日本全国において行うものとする。</u></p>	<p>【新設】</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、コンピュータネットワークの円滑な利用のための研究及び方針策定などを通じて、ネットワークコミュニティの健全な発展を目指し、<u>学術研究・教育及び科学技術の振興、並びに情報通信及び産業の発展に資することにより、我が国経済社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) コンピュータネットワークの利用に関する情報の収集及び提供 (2) コンピュータネットワークの利用技術研究 (3) コンピュータネットワークに関する調査研究 (4) コンピュータネットワーク利用のための方針策定 (5) コンピュータネットワークの資源管理 (6) コンピュータネットワークの利用に関する教育・普及啓発 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>・内閣府モデル定款に準拠し章番追加</p> <p>・法定 必要的記載事項</p> <p>・法定 必要的記載事項</p>
<p>第3章 会員</p> <p>(会員の種別) 第5条 この法人の会員は、次の3種とし、<u>正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以降「法人法」)上の社員とする。</u> (1) 正会員 コンピュータネットワークに関する運用技術、知識、経験等を有するものであって、この法人の目的に賛同し、この定款の定めるところにより入会を承認された個人又は団体(以下正会員たる個人を「個人正会員」、正会員たる団体を「団体正会員」といい、両者を統合して「正会員」という) (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体 (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された個人又は団体</p>	<p>第2章 会員</p> <p>(会員の種別) 第5条 この法人の会員は、次の3種とし正会員をもって民法上の社員とする。 (1) 正会員 コンピュータネットワークに関する運用技術、知識、経験等を有するものであって、この法人の目的に賛同し、この定款の定めるところにより入会を承認された個人又は団体(以下正会員たる個人を「個人正会員」、正会員たる団体を「団体正会員」といい、両者を統合して「正会員」という) (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体 (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された個人又は団体</p>	<p>・内閣府モデル定款に準拠し章番移動</p> <p>・法定 必要的記載事項</p>
<p>(入会) 第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、<u>所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。</u> 2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となる。</p>	<p>(入会) 第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得たうえ入会金を支払い、会員となる。 2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となる。 3 入会金の金額は、総会の議決を経て別に定める。</p>	<p>・法定 必要的記載事項 ・入会金は廃止したため削除 第12回総会(2001年2月19日)</p>
<p>(会費の負担) 第7条 正会員及び賛助会員はこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、<u>入会時及び毎事業年度、総会において別に定める額を支払う義務を負う。</u> <u>但し名誉会員は会費を納入することを要しない。</u> 2 会費の金額は、総会の<u>決議</u>を経て別に定める。 3 特別の費用を必要とするときは、総会の<u>決議</u>を経て臨時会費を徴収することができる。 4 <u>納入された会費は、返還しない。</u></p>	<p>(会費) 第7条 正会員及び賛助会員は会費を納入するものとし、名誉会員は会費を納入することを要しない。 2 会費の金額は、総会の議決を経て別に定める。 3 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。</p> <p>(会費等の不返還) 第10条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。</p>	<p>・法人法27条(経費の負担)/負担義務を明記 ・議決の用語は、「決議」に統一 ・現行定款第10条を4項へ移動</p>
<p>(退会) 第8条 この法人を退会しようとする者は、<u>退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。</u> 2 正会員が次の各号の一に該当する場合にあっては、退会したものとみなす。 (1) 個人正会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は成年被後見人、被保佐人若しくは破産の審判を受けたとき (2) 団体正会員が解散し、又は破産宣告を受けたとき (3) <u>第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき</u> (4) <u>全正会員が同意したとき</u> 3 賛助会員及び名誉会員については、前項の各号の一を準用する。この場合において、「個人正会員」及び「団体正会員」とあるのは、それぞれ「個人の賛助会員及び名誉会員」及び「団体の賛助会員及び名誉会員」と読み替えるものとする。</p>	<p>(退会) 第8条 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。 2 正会員が次の各号の一に該当する場合にあっては、退会したものとみなす。 (1) 個人正会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受けたとき (2) 団体正会員が解散し、又は破産宣告を受けたとき 3 賛助会員及び名誉会員については、前項の各号の一を準用する。この場合において、「個人正会員」及び「団体正会員」とあるのは、それぞれ「個人の賛助会員及び名誉会員」及び「団体の賛助会員及び名誉会員」と読み替えるものとする。</p>	<p>・法定 必要的記載事項 〔法人法28条(任意退社)〕 〔法人法29条(法定退社)〕</p> <p>・会費の未納は“退会みなし”とした禁治産者等の法律用語を変更</p>

<p>(除名) 第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において、<u>総正会員の半数以上</u>であって、<u>正会員の議決権の総数の3分の2以上の決議</u>により、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、<u>決議の前に弁明する機会を与えなければならない。</u></p> <p>(1) 定款、その他の規則に違反したとき (2) この法人の名誉を傷つけ、この法人の目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき</p>	<p>(除名) 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において、出席した正会員の議決権の総数の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、<u>決議の前に弁明する機会を与えなければならない。</u></p> <p>(1) この法人の定款又は規則に違反したとき (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき (3) 会費を1年以上滞納したとき</p>	<p>・法定 必要的記載事項(法人法30条(除名))、49条2項(社員総会の特別決議) ・議決の用語は、“決議”に統一 ・会費滞納は除名要件から除外し、“退会みなし”へ移動</p>
<p>第4章 総会</p>	<p>第4章 総会</p>	
<p>(構成) 第10条 総会は、<u>すべての正会員をもって構成する。</u> 2 <u>前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</u></p>	<p>(構成) 第18条 総会は、正会員をもって構成する。</p>	<p>・「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要がある(留意事項 2)ため加筆 ・表現の適切化 “すべて”</p>
<p>(権限) 第11条 総会は、<u>次の事項について決議する。</u></p> <p>(1) 正会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) この法人の運営に関する重要な事項として、理事会において総会に付議した事項 (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>	<p>(権能) 第19条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。</p>	<p>・表現の適切化 “権限” ・理事会を設置する法人の場合、社員総会は法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することとなる(法人法35条2項)。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(招集の決定事項)第四条</p>
<p>(開催及び種別) 第12条 この法人の総会は、<u>通常総会及び臨時総会の2種とする。</u> 2 <u>通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。</u> 3 <u>臨時総会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。</u></p> <p>(1) <u>理事会が必要と認めるとき</u> (2) <u>正会員の10分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面によって招集の請求があったとき</u></p>	<p>(種別) 第17条 この法人の総会は、<u>通常総会及び臨時総会の2種とする。</u></p> <p>(開催) 第20条 通常総会は、毎年2回開催する。 2 臨時総会は次のいずれかの場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。 (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。 (3) 民法第59条第4号に定めるところにより監事から招集の請求があったとき。</p>	<p>・通常総会は決算の6月のみとした。事業計画書や収支予算書等の承認のために、毎事業年度開始前に、社員総会を開催する場合であっても、法人法上は、臨時社員総会の位置付けとなる。 ・会員の召集権は法定</p>
<p>(招集) 第13条 総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</u> 2 理事長は、<u>前条第3項2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</u> 3 総会を招集するときには、<u>会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日の14日前までに通知しなければならない。</u></p>	<p>(招集) 第21条 総会は、<u>理事長が招集する。</u> 2 理事長は、<u>前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</u> 3 総会を招集するときには、<u>会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日の14日前までに通知しなければならない。</u></p>	<p>・法人法36条、38条(社員総会の招集) ・法定の召集期限は総会の開催日の二週間前</p>
<p>(議長) 第14条 総会の議長は、<u>理事長がこれに当たる。また、その総会において、出席正会員の中から決議により選出することもできる。</u></p>	<p>(議長) 第22条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。</p>	<p>・実態を考慮し理事長が議長としたが、従前の方式も選択出来ることとした</p>
<p>(議決権) 第15条 総会の議決権は、<u>正会員1名につき1個とする。</u></p>	<p>(議決権) 第23条 総会の議決権は、個人正会員については1票、団体正会員についてはその参加組織数に応じて総会の議決を経て別に定める1票の整数倍の票数とする。</p>	<p>・定款で別段の定めをした場合を除き、社員は各1個の議決権を有する(法人法48条)</p>
<p>(定足数) 第16条 総会は、<u>議決権の総数の2分の1以上の議決権をもつ正会員の出席がなければ議事を開き決議することができない。</u></p>	<p>(定足数) 第24条 総会は、<u>議決権の総数の2分の1以上の議決権をもつ正会員の出席がなければ議事を開き議決することができない。</u></p>	<p>・議決の用語は、“決議”に統一</p>
<p>(決議) 第17条 総会の決議は、<u>出席した正会員の議決権の総数の過半数の同意をもって決する。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、正会員の議決権の総数の3分の2以上の決議による。</u></p> <p>(1) 正会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 <u>理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。また理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</u></p>	<p>(議決) 第25条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の議決権の総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>・議決の用語は、“決議”に統一 ・法人法49条(社員総会の決議) ・理事の解任は法定では普通決議</p>
<p>(書面表決等) 第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、<u>あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</u> 2 <u>前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。</u></p>	<p>(書面表決等) 第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、<u>あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</u> 2 <u>前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。</u></p>	

<p>(議決権を持たない出席者) 第19条 賛助会員は総会に出席して意見を述べるができる。</p>	<p>(議決権を持たない出席者) 第27条 賛助会員は総会に出席して意見を述べるができる。</p>	
<p>(議事録) 第20条 総会を開催したときは、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印をしなければならない。</p>	<p>(議事録) 第28条 総会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)日時及び場所 (2)正会員数及びその議決権の総数 (3)出席正会員数及びその議決権の総数(書面表決者を含む) (4)審議事項及び議決事項 (5)議事の経過の概要及びその結果 (6)議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。</p>	<p>・法人法57条(議事録)、施行規則 第十一条 ・内閣府モデル定款に準拠し記名押印の扱いとした</p>
<p>第5章 役員</p>	<p>第3章 役員</p>	<p>・内閣府モデル定款に準拠し章番移動</p>
<p>(種類及び定数) 第21条 この法人に、次の役員を置く。 (1)理事 3名以上20名以内 (2)監事 3名以内 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とし、また1名の専務理事及び10名以内の常務理事を置くことができる。 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第9条第1項第2号に定める業務執行理事とする。</p>	<p>(種類及び定数) 第11条 この法人に、次の役員を置く。 (1)理事 15名以上20名以内 (2)監事 3名以内 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とし、また1名の専務理事及び3名以内の常務理事を置くことができる。</p>	<p>・理事会設置とする場合、理事は3名以上、監事を設置するには定款の定めが必要(認定法5条14号ハ、法人法60条2項、61条、65条3項)。 ・法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、代表理事を「理事長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要がある</p>
<p>(選任等) 第22条 理事及び監事は、理事会及び正会員の推薦を受けた者の中から、総会において選任する。推薦及び選任の方法は、総会の決議を経て別に定める。 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は理事会の決議により定める。 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p>	<p>(選任等) 第12条 理事及び監事は、理事会及び正会員の推薦を受けた者の中から、総会において選任する。推薦及び選任の方法は、総会の決議を経て別に定める。 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選により定める。 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣、文部大臣、通商産業大臣及び郵政大臣(以下「主務大臣」という)に届け出なければならない。 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。</p>	<p>・議決の用語は、「決議」に統一 ・理事は、理事会において、一定の取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない(法人法84条、92条)。</p>
<p>(理事の職務及び権限) 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 3 理事長が欠けたとき又は事故がある場合は、あらかじめ理事会で定めた順序で副理事長が職務を代行する。 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>(職務) 第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序でその職務を代行する。 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を統括する。 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担処理する。 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 6 監事は、民法第59条に定める職務を行う。</p>	<p>・代表理事の理事会への報告義務は法定では3箇月に1回以上だが、記載の間隔でも可</p>
<p>(監事の職務及び権限) 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>【新設】</p>	<p>・法人法99条1項2項(監事の権限)。</p>
<p>(任期) 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	<p>(任期) 第14条 役員の任期は、役員就任後2年内に行われる最終の決算に関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。 3 役員は、任期満了又は辞任の場合においても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行わなければならない。</p>	<p>・監事の任期は法定4年だが、定款によって、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することもできる(法人法67条)。 ・現行定款に合わせ監事の任期を短縮(4年)</p>
<p>(解任) 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p>	<p>(解任) 第15条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において、出席した正会員の議決権の総数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。 (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。 2 理事長、副理事長、専務理事又は常務理事に、前項各号の一に該当する事由がある場合は、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、その職を解くことができる。</p>	<p>・監事を解任する場合は、特別決議が必要(法人法49条2項)。</p>

<p>(報酬等) 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 2 役員には費用を弁償することができる。 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事会が別に定める。</p>	<p>(報酬等) 第16条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。 2 役員には費用を弁償することができる。 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。</p>	<p>・理事及び監事の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要があり(法人法89条、105条1項)。 ・議決の用語は、“決議”に統一</p>
<p>第6章 理事会</p>	<p>第5章 理事会</p>	<p>・内閣府モデル定款に準拠し章番移動</p>
<p>(構成) 第28条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	<p>(構成) 第29条 理事会は、理事をもって構成する。</p>	<p>・法定 必要的記載事項 ・表現の適切化 “すべて”</p>
<p>(権能) 第29条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定 (2) この法人の内部規則の制定、変更及び廃止に関する事項 (3) 上記の他、この法人の業務執行の決定 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職</p>	<p>(権能) 第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p>	<p>・法人法90条2項(理事会の権限等)</p>
<p>(理事会の開催及び種別) 第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。 2 通常理事会は、毎年2回開催する。 3 臨時理事会は次のいずれかの場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めるとき (2) 理事会の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき</p>	<p>(種類及び開催) 第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。 2 通常理事会は、毎年2回開催する。 3 臨時理事会は次のいずれかの場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めるとき。 (2) 理事現在数の3分の1以上の者から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。 (3) 民法第59条第4号に定めるところにより監事から招集の請求があったとき。</p>	<p>・通常は 事業計画、当初予算及び事業報告決算を審議する理事会(現在と同じ) ・定められた理事以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。(招集権者(法人法93条))</p>
<p>(招集) 第31条 理事会は、理事長が招集する。 2 前条第3項第2号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(招集) 第32条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。</p>	<p>・原則として各理事が理事会を招集しますが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることもできます(法人法93条1項)。 ・法定の召集期限は理事会の日の一週間前</p>
<p>(議長) 第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p>	<p>(議長) 第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p>	
<p>(決議) 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。)の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。</p>	<p>(定足数等) 第34条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。ただし、議事につき書面をもってあらかじめ表決の意思表示をした者は、出席したものとみなす。 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>・特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない(法人法95条2項)。 ・理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められない ・理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる(法人法95条)。</p>
<p>(議事録) 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(議事録) 第35条 理事会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事の現在数 (3) 出席した理事の氏名(書面表決者を含む) (4) 審議事項及び議決事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。</p>	<p>・法は理事会議事録について「出席した理事及び監事」が署名又は記名捺押印することを原則とし、定款で「出席した代表理事及び監事」と決めることもできるとしている(一般法人法第95条第3項)。 ・内閣府モデル定款に準拠し記名押印の扱いとした</p>
<p>【削除】</p>	<p>第6章 委員会</p>	
<p>【削除】</p>	<p>(設置) 第36条 この法人の運営上必要があるときは、理事会の議決により委員会を置くことができる。 2 委員会の組織、委員の選出方法その他の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。</p>	<p>・法定以外の任意設置機関は理事会内規等で理事会にて定める</p>
<p>第7章 資産及び会計</p>	<p>第7章 財産及び会計</p>	<p>・内閣府モデル定款に準拠</p>
<p>(事業年度) 第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(会計年度) 第45条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる</p>	<p>・法定 必要的記載事項(法人法11条1項7号)。</p>

<p>(財産の構成) 第36条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 財産目録に記載された財産 (2) 会費 (3) 事業に伴う収入 (4) 寄附金品 (5) 財産から生じる収入 (6) その他の収入</p>	<p>(財産の構成) 第37条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 財産目録に記載された財産 (2) 入会金及び会費 (3) 事業に伴う収入 (4) 寄附金品 (5) 財産から生じる収入 (6) その他の収入</p>	<p>・入会金削除</p>
<p>(財産の管理) 第37条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により理事長が別に定める。</p>	<p>(財産の管理) 第38条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により理事長が別に定める。</p>	<p>・議決の用語は、「決議」に統一</p>
<p>(経費の支弁) 第38条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。</p>	<p>(経費の支弁) 第39条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。</p>	
<p>(事業計画及び収支予算) 第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、<u>毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会及び総会の決議を受けなければならない。これを</u><u>変更する場合も同様とする。</u> 2 前項の書類については、<u>主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u></p>	<p>(事業計画及び収支予算) 第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に主務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。</p>	<p>・法人法には事業報告と決算に関する規定は少なく、事業計画及び収支予算に関する定めはない ・法定では「一般への閲覧」は一般社団には義務なし</p>
<p>【削除】</p>	<p>(暫定予算) 第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>	<p>・制度変更(法定)により記載の必要がなくなった</p>
<p>(事業報告及び収支決算) 第40条 この法人の事業報告及び収支決算については、<u>毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議決を経て、通常総会に報告し、(3)から(6)の書類については、総会の決議を得なければならない。</u> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録 2 前項の書類のほか、<u>次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、また、従たる事務所に3年間、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u> (1) 監査報告 (2) 会計監査報告 (3) 理事及び監事の名簿 (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p>	<p>(事業報告及び収支決算) 第42条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会における議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に主務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、3週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。</p>	<p>・法定では「事業報告」は報告事項 ・法定では「財産目録」の作成義務はない ・法定では「一般への閲覧」は一般社団には義務なし ・法定では「(4) 理事及び監事の名簿」は閲覧義務なし ・法人法14条(定款の備置き及び閲覧等)、32条(社員名簿の備置き及び閲覧等)、129条(計算書類等の備置き及び閲覧等)</p>
<p>【削除】</p>	<p>(特別会計) 第43条 この法人は、必要があるときは理事会及び総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。</p>	<p>・制度変更(法定)により記載の必要がなくなった</p>
<p>(長期借入金) 第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、<u>総正会員の半数以上であって、正会員の議決権の総数の3分の2以上の決議によらなければならない。</u></p>	<p>(長期借入金) 第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員の議決権の総数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。</p>	
<p>(剰余金) 第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。</p>	<p>【新設】</p>	<p>・非営利性が徹底された法人の要件(法人税法施行令第3条第1項) 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること 定款に解散時の残余財産が公益法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること</p>
<p>第8章 定款の変更及び解散</p>	<p>第9章 定款の変更及び解散</p>	<p>・内閣府モデル定款に準拠し章番移動</p>
<p>(定款の変更) 第43条 この定款は、総会において、<u>総正会員の半数以上であって、正会員の議決権の総数の3分の2以上の決議によって変更することができる。</u></p>	<p>(定款の変更) 第48条 この定款は、総会において、正会員の議決権の総数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。</p>	
<p>(解散及び残余財産の処分) 第44条 この法人は、<u>総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</u> 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、<u>総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p>	<p>(解散及び残余財産の処分) 第49条 この法人は、民法68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において、正会員の議決権の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得て解散する。 2 解散のときに有する残余財産は、総会において、正会員の議決権の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする</p>	<p>・法人法148条(解散の事由) 非営利性が徹底された法人の要件(法人税法施行令第3条第1項) 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること 定款に解散時の残余財産が公益法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること</p>
<p>第9章 事務局</p>	<p>第8章 事務局</p>	<p>・内閣府モデル定款に準拠し章番移動</p>
<p>(設置等) 第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局に事務局長及び職員を置き、その任免は理事会の同意を得て理事長が行う。 3 事務局の組織及び運営並びに職員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。</p>	<p>(設置等) 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局に事務局長及び職員を置き、その任免は理事会の同意を得て理事長が行う。 2 事務局の組織及び運営並びに職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。</p>	<p>・議決の用語は、「決議」に統一</p>

<p>【削除】</p>	<p>(帳簿及び書類) 第47条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (1) 定款 (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類 (3) 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書 (4) 許可、認可等及び登記に関する書類 (5) 定款に定める機関の議事に関する書類 (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類 (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類 (8) その他必要な帳簿及び書類</p>	<p>・制度変更(法定)により記載の必要がなくなった</p>
<p>第10章 公告の方法</p>	<p>【新設】</p>	
<p>(公告の方法) 第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p>	<p>【新設】</p>	<p>・法定 必要的記載事項(法人法11条1項6号)。 ・法人法331条(公告方法) ・公告方法を電子公告とする場合に限り、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法として、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定款で定めることができる(法人法331条2項)。</p>
<p>第11章 補則</p>	<p>第10章 補則</p>	<p>・内閣府モデル定款に準拠し章番移動</p>
<p>(委任) 第47条 この法人の運営について必要な事項は、この定款で定めるもののほか、理事会の決議を経て理事長が別に定める。</p>	<p>(委任) 第50条 この法人の運営について必要な事項は、この定款で定めるもののほか、理事会の決議を経て理事長が別に定める。</p>	<p>・議決の用語は、“決議”に統一</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>	
<p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、平成9年度の決算に関する通常総会の終結のときまでとする。 3 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。 4 この法人の設立当初年度の会計年度は、この定款の定めにかかわらず、設立許可のあった日から平成10年3月31日までとする。 5 この法人の設立により、日本ネットワークインフォメーションセンターの会員、事業及び一切の財産は、この法人が包括的に承継する。</p>	
<p>2 この法人の最初の代表理事は _____ とする。</p>		<p>・代表理事は本総会後開催される理事会において選出された者(理事長、副理事長)の氏名を記入する</p>
<p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>		